

議案第 77 号

三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 29 年 9 月 8 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市農林業集会施設設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市郷中地区構造改善センター	三次市廻神町 700 番地 1
下青河集会所	三次市青河町 1328 番地
馬行谷集会所	三次市粟屋町 3981 番地
有藤所原集会所	三次市三若町 651 番地 3
宮地多目的集会施設	三次市青河町 745 番地

」を

「

市郷中地区構造改善センター	三次市廻神町 700 番地 1
有藤所原集会所	三次市三若町 651 番地 3

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。